

条 文	解 説
<p>(まちづくり参画の権利)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; 「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、すべての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定しています。また、参画する権利は、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」や同指針に基づく「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」などによって現在保障されていますが、市民は、さまざまなまちづくりに参画する権利を有しています。</p> <p>&lt;第2項&gt; 市民がまちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■参画と協働の事業調査</p> <p>毎年、庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえるよう意識付けを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度：273件</li> <li>・R1年度：293件</li> <li>・R2年度：269件</li> <li>・R3年度：255件</li> <li>・R4年度：268件</li> </ul> <p>【第2章第5条・第6章第18条にも同様の記載有】</p>	<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により開催中止が相次いだ結果、事業件数が減少したものの、現在は事業件数が戻りつつある。</li> </ul>		<p>1 市民が参画するための情報化や機会の設定、経過についての情報提供等が妥当であるか、改善の余地はないのかなどの検討も必要だと考えます。□</p>	<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>1 課のX(旧Twitter)や市HP等において、随時、市民参画のイベントや協働の事業の告知・報告を行い、市民に向けて情報を発信している。</p> <p>(デジタル推進課)</p> <p>1 市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「生駒市オープンデータポータルサイト」を平成29年3月に開設しました。「オープンデータ」とは「機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な運用ルールで公開されたデータ」と定義され、市民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。</p> <p>・本市では、ポータルサイト運用やデータ追加に加え、市民に向けた周知や利活用促進ワークショップ等、庁内のデータ収集や意識醸成に継続して取り組む中、市民による利活用事例も複数生まれています。引き続き多様な主体と連携しながら、更なる普及啓発や、公開データの充実、利活用促進等を図ります。</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブコメ条例は10年以上改正されていないようですが、運用実態はどうでしょうか？（関心は持たれていますか？）市民生活に関連が深い案件についてはHPに実施中案件を掲載するだけでなく、解説する機会を設けてはどうかと思います。例えば、生涯学習講座の中で「政策を理解し（案を読み解き）パブコメを出そう」などのプログラムがあってもいいですね。</li> <li>・（地域コミュニティ推進課）主な取り組みに書かれている件数は、何の事業の件数なのか、不明である。参画と協働を意識しておこなった事業なのか、参画と協働を促すための事業なのか、明確に説明されたい。</li> <li>・（デジタル推進課）主な取り組みや成果について記載できるものがあるのではないのでしょうか。</li> </ul>

第3章

条 文	解 説
<p>(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)            第8条 18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>【解説】            18歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>教育指導課、選挙管理委員会）            ・選挙管理委員会による、小・中学校への「選挙出前授業」の実施。小・中学生の選挙に関する知識、理解を深め、有権者となった際の若年層での投票率向上につなげ、市政への関心を高める。            (R1.11.7、R2.12.18、R3.12.10、R4.12.9、R5.12.15 生駒南中学校実施)            (H30.11.20、R1.11.19、R2.11.19、R3.11.18、R4.11.17、R5.11.16 生駒北中学校実施)            (H31.1.11 真弓小学校実施)            (H31.1.17、R2.1.23 鹿ノ台小学校実施)            (R5.6.15 桜ヶ丘小学校実施)</p> <p>教育指導課指導主事による生駒市子どもの居場所・学び支援室への「選挙出前授業」の実施。民主主義や選挙に関する基礎知識への理解を深め、選挙管理委員会から投票機材の貸出を受け、実際に模擬選挙を体感することにより市政や国政への関心を高める。            (R5.5.31 いきいきほっとルーム実施)</p> <p>(教育指導課、選挙管理委員会)            ・中学校生徒会選挙への投票機材貸出            (H30、R1、R3～R5 鹿ノ台中学校実施)            (H30～R5 生駒北中学校実施)            (R1、R2、R4、R5 光明中学校実施)            (R3、R5 緑ヶ丘中学校実施)</p> <p>(教育指導課、議会事務局)            ・生駒市議会議員による「私たちの暮らしと政治」を題材とした出前授業を実施。            (H30 壱分小学校で実施)            (H31 あすか野小学校・壱分小学校で実施)</p>					<p>特になし</p>	<p>・記載されている取組は選挙の投票率向上に特化しているように思います。そもそもまちの課題を理解し、まちづくりの主体であるという意識がないと、投票にはいきません。条文には「それぞれの年齢に応じて」とありますが、それぞれの年齢に応じた、まちづくりに関する学びは、どのように行われているのでしょうか？</p> <p>・上記に関連して、まち歩きや統計の読み解きなど、まちづくりを学ぶ学習や機会、シチズンシップ共育などが必要だと思いましたが…解説でもそのことを明記する必要があるのでないでしょうか。</p> <p>・まちづくりは選挙や政治に関わる以外にも多様にあります。これら以外の参画に関する取り組みはないのでしょうか？            また、取り組みに関する課題等の検証はなされているのでしょうか。</p> <p>(教育指導課、選挙管理委員会)            ・子どもの頃からまちづくりに関心を持ち、参画するための環境整備の1つとして、出前授業は全小中学校で実施すべき。</p>

第3章

条 文	解 説
<p>(まちづくり参画における市民の責務)</p> <p>第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。</p> <p>&lt;第2項&gt; また、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務としています。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■イコマニア・イベント 市民の参画と協働の促進を目的に、市民、市民団体、事業者、行政等の協働により行われる公共・公益イベントを「イコマニア」イベントとして認定し、広報支援や保険加入による支援を行っている。</p> <p>開催件数 H30年度：344件 R1年度：309件 R2年度：162件 R3年度：176件 R4年度：274件</p>	<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により開催中止が相次いだ結果、開催件数が減少したものの、現在は事業件数が戻りつつある。</p>		<p>1 個々人が自分でできることは自分で行い、余裕があればお互いに助け合えるようなまちづくりが必要だと思えます。</p> <p>2 市民活動と「自治基本条例」の関わりについて、市民も意識改革が必要であると考えます。□</p>	<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>1 身近な地域において、互助の根付いたコミュニティづくりを進めるため「複合型コミュニティ(まちのえき)づくり」や「市民自治協議会の設立」に取り組んでいる。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>2 ホームページへの掲載や、自治連合会の研修会でのリーフレット配布等を行っている。市職員が市の事業や制度について伝える「どこでも講座」でも自治基本条例についての講座がメニュー化されている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・条文の趣旨を活かすため、幅広い世代にシチズンシップ共育が必要かと思えます。とくに将来世代や環境への配慮については、一般市民が知見を得る機会があまりないので、行政が啓発資料を作ったり、良い取り組みを表彰したり、助成金審査などの審査項目に加えたり、根付かせる工夫が必要かと思えます。</p> <p>・市民による情報発信として「いこまち宣伝部」はユニークな取組だと思えますが、記載がないですね。</p> <p>・地域コミュニティ単位ではない、市民活動の場(交流の中から相互理解や新たな企画が始まるような場)がもっとあるのではないかと、思います。まちの交流会や「グッドサイクルいこま」の運営は広報広聴課ですか？ ヒアリングして地域コミュニティ施策との関連や相乗効果(あるいはすみ分け)を伺ってみたい気もします。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>・「複合型コミュニティ(まちのえき)づくり」や「市民自治協議会の設立」も主な取り組みに記載し、その成果をお示しいただきたい。</p> <p>・まちづくり参画における市民の責務について、市民の意識調査などがなされていれば、取り組みに記載されたい。</p> <p>・自らがまちづくりの主体であると自覚し、参画する市民が少ない中、意識向上のためにも、この条例は定期的に全戸配布すべき。</p>